２０２５年度(令和７年度)

ほいくえんのしおり

（重要事項説明書）

社会福祉法人 新よどがわ

つくしんぼ保育園

大阪市淀川区東三国 6-3-46
TEL：06 (6398) 6691
FAX：06 (6398) 6692

つくしんぼ西保育園

大阪市淀川区東三国 6-21-28
TEL：06 (4807) 7205
FAX：06 (4807) 7206

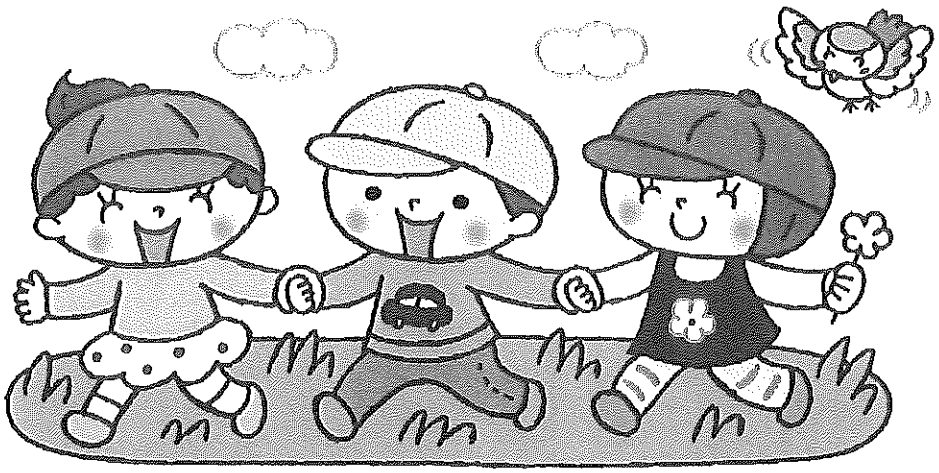

はじめに・施設運営主体・設置主体	
保育園の概要	
提供する保育等の内容	
利用の開始・終了について	
虐待防止のために	
要望・苦情等に関する相談窓口	
第３者評価の受審、自己評価の実施状況	
子ども・子育て支援法第３９条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨	
社会福祉法人　新よどがわの理念	
保育方針	
保育目標	
全体的な計画	
クラスの人数と職員	
（１）	保育時間について
（２）	登降園について
（３）	保育園での生活
（４）	年間行事予定　　2025年度予定ですが、変更する場合（雨天・子どもの状況・バスの都合など）は園だより等でおしらせします
（５）	保育園の休園日・共同保育について
（６）	災害に伴う臨時休園について
（７）	災害時の対策について
（８）	嘱託医について
（９）	給食とおやつについて
（１０）	アレルギー食が必要な子どもさんについて
（１１）	保育料・その他利用料の納入について
（１２）	独立行政法人　日本スポーツ振興センター加入について
（１３）	個人情報・プライバシーの保護について
（１４）	異動届等の提出
（１５）	入園に当たって必要な準備・子どもの服装（別紙）
（１６）	保護者への連絡
（１７）	薬について
（１８）	保育園で体調不良になった場合・体調管理
（１９）	意見書（別紙）
	持ち物について
	学校感染症に係る登校・登園に関する意見書
	薬連絡票

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、大事な子どもさんをおあずかりする上では、園と保護者の方の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。子どもさんは日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育やほかの子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。つきましては、保育の提供にあたり、この“ほいくえんのしおり”によって重要事項の説明を行います。集団のなかでお子様をお預かりする基本として、ご理解ください。

施設運営主体・設置主体

（運営設置主体）

名称　　社会福祉法人　新よどがわ

所在地　　大阪市淀川区東三国６丁目３−46

電話番号　０６−６３９８—６６９１

代表者　　理事長　浅雛みね子

1967 年、全国的に働く女性が増え「ポストの数ほど保育所を」の世論と運動の高まりの中で、淀川区でも地域の子育て中の父母を中心に保育所をつくる運動がはじまりました。

1968 年 5 月、木川地域に大阪市のベビーセンターとしての認可を受け、つくしんぼ保育園の前身「さつき共同保育所」が開園しました。運動のなか 1973 年から地域に公立保育所が開所し、さつき共同保育所も運営をつづけました。1990 年代後半、保育園に入園できない待機児童が急速に増え、この問題を何とかしたいと考え淀川区内で待機児童が多い東三国地域に認可保育園をつくろうと「淀川区に認可保育所をつくる会」を結成しました。1999 年に東三国に土地が見つかり、2000 年、新設法人の申請が認められました。2002 年 4 月に 0 歳から 2 歳までの「つくしんぼ保育園」が開園。その後、保護者の要望もあり 5 歳児までの保育を実現したいと第 2 園建設にむけ土地探しなどをはじめ、2010 年 4 月に 5 歳児までのつくしんぼ西保育園が開園しました。2011 年からは大阪市から委託を受け、大阪市立木川第 2 保育所を運営しています。

保育園の概要

施設の種類	保育所	
名称	つくしんぼ保育園	つくしんぼ西保育園
所在地	大阪市淀川区東三国 6-3-46	大阪市淀川区東三国 6-21-28
連絡先	TEL:06-6398-6691FAX:06-6398-6692	TEL:06-4807-7205　FAX:06-4807-7206
施設長	垣本登志惠	蔵重厚子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童	
敷地・建物	217.27 ㎡（延床面積 360.2 ㎡） 鉄筋 3 階建て床暖房	258.92 ㎡（延床面積 389.07 ㎡） 鉄筋 3 階建て床暖房
認可定員 利用定員	0 歳(12 名)1 歳（20 名）2 歳(20 名) 0 歳(9 名)1 歳（12 名）2 歳(16 名)	1 歳(10 名)2 歳(10 名)3 歳(18 名)4 歳(22 名)5 歳(22 名) 1 歳(10 名)2 歳(10 名)3 歳(18 名)4 歳(22 名)5 歳(22 名)

提供する保育等の内容

保育所保育指針（平成30年厚生労働省告示）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

・特定教育・保育及び時間外保育の提供（別途記載する時間において保育を提供します）
・障がい児保育　子どもたちが共に地域や保育園で育ちあう保育をすすめています。
・地域交流活動　決められた日に保育園で遊んだり、地域の施設との交流をします。
・一時預かり事業（つくしんぼ保育園）事前に登録・申請のうえ月～金曜日　午前9時から午後5時
・子育て相談事業　子育ての悩みなど電話で受け付けています。
　＜受付：月曜日～金曜日　午前10時から午後5時＞

利用の開始・終了について

・区役所の利用調整に基づき当園に利用の要請をされた児童の保護者が本ほいくえんのしおりによる重要事項の説明に同意されたあとに保育の提供を開始します。
・以下の場合に保育の提供を終了します。
　児童が小学校に就学したとき
　児童の保護者が、児童福祉法または子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
　その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

虐待防止のために

児童への虐待防止のため、職員に対して虐待防止研修の実施及び、虐待防止マニュアルの作成、運用をしています。

要望・苦情等に関する相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を設置しています。

	つくしんぼ保育園	つくしんぼ西保育園
窓口相談者	園長　垣本登志恵	園長　蔵重厚子
ご利用時間	9:00～17:00	9:00～17:00
電話番号	06-6398-6691	06-4807-7205
FAX	06-6398-6692	06-4807-7206

※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。

第３者評価の受審、自己評価の実施状況

第３者評価受審状況：令和６年度受審（つくしんぼ西保育園）令和４年度受審（つくしんぼ保育園）
自己評価の実施状況：チェックリストをもとに毎年度実施。振り返りと改善につなげている。

子ども・子育て支援法第３９条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

公表・公示案件はありません

社会福祉法人新よどがわの理念

日本国憲法の精神に従い、基本的人権を守り発展させる事業と、平和を追求する運動をすすめます

保育理念

私たちは、児童福祉法にもとづき、子どもたちの幸福を追求し、乳幼児の保育を行います。保育の仕事に誇りと責任をもち、自らの人間性と専門性の向上に努め、次のことを行います。

豊かな愛情をもって子どもに接し、子どもの育ちを支えます

保護者や地域の方々と連携し、子育てを支えます

社会情勢に目を向け、子どもと子育てに優しい社会をつくります

保育方針

こどもたちをまん中に、保護者と保育者が手をつなぎ、大人も子どもも共に育ちあう保育園をめざします。

1．子どもの最善の利益の尊重…どの子も健康に、健やかに育つように

2．保護者とともに…誰もが安心してこどもを産み育て、働き続けられるように

3．働きがいのある環境… 職員が健康で明るく仕事に取り組み、働き続けられるように

4．地域に開かれた保育園づくり…地域の人と手をつなぎ、子育て支援の拠点となるように

保育目標

保育方針と保育目標を大切にし、各年齢に応じた保育計画に基づいて保育にあたります。

① 意欲的にあそび、物事に取り組もうとする子ども

② いろんなことに興味を持ち、発見したり考えたりする子ども

③ 友だちを大切にし、友だちと協力して行動できる子ども

④ 感じたこと、考えたことを表現できる子ども

クラスの人数と職員

（毎年度５月１日現在）

		令和４年度	令和５年度	令和６年度	職員（　　人）（令和６年度）
つくしんぼ保育園	（全園児数）	４９人	４５人	３８人	
	さくらんぼ　(0 歳児)	９	９	８	3
	いちご　　(1 歳児)	２０	１６	１２	3
	もも　　(2 歳児)	２０	２０	１８	3
	給食室				2
	フリー職員				5
	朝夕の長時間・給食補助・事務				6
	園長・主任				2
つくしんぼ西保育園	（全園児数）	５９人	６０人	６０人	
	りんご　　(3 歳児)	１６	２２	２１	2
	ばなな　　(4 歳児)	２２	１７	２３	2
	ぶどう　　(5 歳児)	２１	２１	１６	1
	給食室				2
	フリー職員				2
	朝夕の長時間・給食補助・事務				5
	園長				1

＊職員の職務の内容と勤務体系

園長　：保育園運営をつかさどり、所属職員を監督
主任　：園長をたすけ、児童の保育等をつかさどる
保育士：児童の保育等をつかさどる
看護師：園児の健康管理と保育等をつかさどる

正規の勤務時間帯（7：00～19：00）のうち 8 時間 30 分勤務

調理員：給食調理等をつかさどる　　正規の勤務時間帯（8：30～17：00）の 8 時間 30 分勤務

※「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 3 月 30 日大阪市条例第 49 号）」の定める基準を順守し保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。
※ローテーションや各園の状況により、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

（1） 保育時間について

保育を提供する時間は次のとおりです。

○保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむをえない理由により保育が必要な場合は 7 時 00 分から 7 時 30 分までまたは 18 時 30 分から 19 時 00 分までの範囲内で時間外保育を提供します。(利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに別途記載する利用者負担が必要となります)

○保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯においてやむをえない理由により保育が必要な場合は 7 時 30 分から 8 時までまたは 16 時から 18 時 30 分までの範囲内で時間外保育を提供します。(利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料のほかに別途記載する利用者負担が必要となります)

※保育標準時間認定・保育短時間認定の方共、実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※保育必要時間申請書及び、家族構成員のうち児童を保護する立場にあるすべての方について勤務条件にかかる証明書が必要です。

※勤務条件等何らかの変更が生じた場合はすみやかに連絡及び申請をお願いします。

（2） 登降園について

○午前９時までに登園してください。(9 時から活動開始します)

○欠席や通院で遅れる場合は午前 9 時までに電話連絡してください。

○9 時半までに登園しておらず、かつお休みの連絡のない場合、電話で確認の連絡をします。しかし、保育の場から離れて電話をすることになりますので、必ず連絡していただくようにお願いします。

○クラスが散歩に出かけた後に登園した子どもさんは散歩に行かず、園で過ごします。散歩前に人数が変動すると、散歩中の不明事故につながりかねません。

○通院などの特別な事情で遅れて登園する場合は、給食の関係などで 10 時 30 分までに来てください。(基本は 9 時までの登園です) 10 時 30 分を過ぎる場合はお休みしてください。

○予防接種後はまれに副反応がみられる場合があります。子どもさんの様子を見ていただくためにも、予防接種後の登園はひかえてください。

○登降園の場合は必ず保育士に声をかけてください。登園の確認と人数把握をして安全を守るためにお願いします。家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガは園からお尋ねしなくても必ず毎朝、事実をお伝えください。信頼関係の基本となり、子どもさんをお守りする基本となります。

○登降園の際には、玄関のタッチパネルで時間の登録をしていただきます。登園の際には、玄関を入ってすぐに、降園の際は玄関を入った時ではなく、子どもさんと玄関を出られる際に登録してください。

○保護者以外の方（普段の送り迎えの方以外）がお迎えに来られる時や、仕事の都合で申請している時間より遅れる時や早くなる場合は必ず連絡してください。いつも来られる方以外の方のお迎えをお聞

きしていない場合には、子どもさんをお渡しせずに保護者の方に連絡させていただきます。

○保育時間は勤務時間＋通勤時間、短時間認定の方は 16:00 までです。

○保育園の開園時間は 19 時までです。19 時までに門を出るようにお願いします。

○通用門は安全のためにオートロックです。オートロックは決めた時間帯のみ開錠しています。ロックがかかっている場合はインターホーンでお知らせください。

○送迎時、門扉は頻繁に開閉します。子どもさんが通りぬけて出て行ってしまうことがないよう、子どもさんから目、手を離さないでください。門扉上部の鍵は出入りの都度大人の手で閉めて頂き、子どもさんが触らないようにしてください。また園に入ってからや出た後も安全に気を付けましょう。

○朝夕の送迎の時間帯、保育者は保護者の方との情報交換や事務手続き、保育に携わっています。園庭や玄関、門扉周辺、駐輪場所などにおける子どもさんの安全は、保護者の方の責任でお願いします。

○一度保育園を降園してから再度保育園にあずけることはできません。

（3）保育園での生活

	０．１．２歳	３．４．５歳
７：００～	開園 合同保育	
９：００～ ９：３０頃	クラス別保育 おやつ・授乳（０歳）	クラス別保育 リズム運動等
１０：００～	クラスの活動	
１１：００～	昼食 昼食後　自由あそび	
１１：１５～ １１：３０～		３歳昼食 ４・５歳昼食　　昼食後　自由あそび
１３：００～	ひるね	
１４：４０～ １５：００～	クラスで順次おやつ	クラスで順次おやつ
１６：００ １９：００	順次お迎え 合同保育 閉園	

※月齢による生活リズムや活動により時間が前後することがあります。0 歳児は月齢により 10:30 頃から午前睡、14:30 頃から午後睡をする期間があります。それにより昼食の時間がかわります。

保育園の送迎時やその他留意事項

○車・自転車の送迎が多いと思いますが、駐車駐輪スペースがありません。（つくしんぼ西保育園は駐輪スペースがあります。駐輪スペースにとめてください。駐輪スペースがうまっている場合は、保育園の外壁側に斜めに沿わせてとめてください）近隣の迷惑や、他の子どもさんの安全に注意し、長時間の駐車にならないよう配慮をお願いします。近隣からの苦情が増えると駐車禁止にせざるをえなくなります。

○保育園敷地内はすべて禁煙です。

○当園及び当園職員に対し、妥当性のない指摘や要求をする、あるいは妥当性にかかわらず不相当な言動や行動（カスタマー・ハラスメント）、業務妨害等が行われた場合、警察、弁護士等の外部機関に相談し、協力をあおぎながら毅然とした対応をとります。また、法的措置をとらせていただく場合があります。※このしおりの最後に別紙くわしく掲載しています。

（4）年間行事予定　2025年度・・・予定が変更になる場合“ほいくえんだより”でお知らせします

月	つくしんぼ保育園		つくしんぼ西保育園	
	行事	保健行事		保健行事
4月	4/1　進級式 入園式(新入園保護者の方)		4/1　進級式 入園式(新入園保護者の方)	
5月	5/1　こどもの日のつどい 5/16 クラス懇談会	尿検査	5/1　子どもの日のつどい 5/20　遠足　3・4・5歳 5/29　保育参観・クラス懇談会	尿検査
6月	6/7 運動会（雨天6/11）	内科健診	6/17　遠足　5歳	内科健診
7月	7/1　プールびらき 7/7　七夕のつどい		7/1　プールびらき 7/7　七夕のつどい 7/10・11　なつまつり 7/11・12　お泊まり保育　5歳	
8月	8/22　プールじまい		8/7　平和のつどい 8/22　プールじまい	
9月	9/11　敬老のつどい 9/18　保育参観			
10月	10/15　遠足　1・2歳	内科健診	10/4　うんどうかい（雨天10/8） 10/15　遠足　3・4・5歳	内科健診
12月	12/6　生活発表会 12/19　クリスマス会	歯科検診	12/6　生活発表会 12/23　クリスマス会	歯科検診
1月	1/7　お正月のつどい		1/29　冬のあそび会	
2月	2/3　節分のつどい 2/20　描画展		2/3　節分のつどい 2/12　おなべパーティー 2/17　遠足　3・4・5歳 2/25.26 描画展	
3月	3/2　ひなまつりのつどい 3/3　入園説明会(次年度入園の保護者の方) 3/11　遠足　0・1・2歳 3/18　大きくなったね会	入園健診	3/2　ひなまつりのつどい 3/3　入園説明会(次年度入園の保護者の方) 3/5　お別れ会 3/14　卒園式	入園健診

※誕生会は、子どもさんの生まれた月に全員でお祝いをします　（保育園の誕生会であることから、ドレスやフォーマルの洋服を着ての参加はしないようにおねがいします）

※避難訓練は毎月行います　※健診は嘱託医の都合により決定し、ほいくえんだよりでお伝えします

※毎月、身長・体重を測定して、健康のきろくに記入してお知らせします※感染症の拡大状況などにより、行事の中止や変更になる可能性があります

（５）保育園の休園日・共同保育について

○保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。

休園日：日曜日・祝祭日　、年末・年始（１２月３０日～１月３日）です

※その他、家の都合でお休みが多くなるお盆や年末年始、うんどうかい・発表会の午後からの保育などは給食数の関係で出欠状況をお聞きします。

○毎週土曜日（行事の際は除く）、お盆時期、年末年始に保育を必要な場合に共同保育を実施しています。保育を実施する場所は、つくしんぼ保育園です。

（６）災害に伴う臨時休園について

○暴風警報発令時・・・臨時休園となります

○台風接近等により、暴風警報が発令された場合、安全を期する為、解除されるまで保育園は臨時休園になります。自宅待機してください。

午前 11 時の時点で解除されていない場合…臨時休園

午前 10 時から午前 11 時までに解除された場合…自宅で昼食をとり 12 時までに登園してください

午前 10 時までに解除された場合…簡単な給食を用意し、保育を実施します

○午前 9 時から 11 時の間に警報解除された場合で、登園される場合は保育園に必ず電話連絡をお願いします。保育準備の状況により保育ができない場合もあります。

○登園後警報が発令された場合すぐにお迎えに来てください。各自で警報の発令にご注意ください。

○地震により保育園が臨時休園する場合があります。保育中に地震があり緊急避難する場合は東三国小学校です。津波等水害の危険がある場合も同様です。（場所は普段からご確認ください）

○特別警報が発令された場合臨時休園となる場合があります。

（７）災害時の対策について

○非常時は別途定める消防計画書により対応します。

○避難及び消火等災害に係る訓練は、毎月１回以上実施します。

○自動火災報知機、誘導灯、ガス漏れ報知器、非常警報装置の防災設備を設置しています。その他カーテン等は防炎処理のものを使用しています。

○災害時はよい子ネットのメールで連絡をします。普段から、メールの受信にご注意ください。

（８）嘱託医について

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

○内科　：はるなクリニック

医師　：春名令子

所在地：大阪市淀川区西三国１－３－１３－２０２　電話番号：０６－４８０７－５１３０

○歯科　：伊藤歯科クリニック

医院長：伊藤公人

所在地：大阪市淀川区東三国５－１－１近藤ビル２階　電話番号：０６－６３９６－５５６６

（９）給食とおやつについて

○保育園で調理を行い、保育を提供する日は毎日食事を提供します。年齢に応じ給食は１１時～１２時頃、おやつは３時頃食べます。乳児（０～2 歳児）のおやつは９時３０分頃と３時の２回あります。

○給食は出来るだけ安全なもの、また国産のものを使用しています。週１～２回程度、魚の料理を提供

し、みんなが同じものを食べられるようにしています。
○子どもの栄養指導及び管理を栄養士・調理師が行っています。
○０歳は成長発達に応じて離乳を進めています。
○おやつは、手作りで提供しています。行事や合同保育の日、土曜日は干菓子になります。
○遠足の時は、お弁当を持たせて下さい。（お弁当についてのお願いを後ろのページに別紙詳しく載せています。確認してください）
○食材の仕入れの関係などでお弁当の持参をお願いする場合があります。
○玄関のサンプルケースに本日の給食・おやつを展示しています。
○幼児は主食費として月 1,500 円、副食費として 5,000 円徴収します。キャッシュレス収納代行で徴収します。WEB 口座振替登録のご案内をしますので、登録をお願いします。

（１０）アレルギー食が必要な子どもさんについて

○医師の診断に基づいて必要な方には、アレルギー食（除去食及び代替食）を提供します。食物アレルギー対応マニュアルにより対応します。医師の「生活管理指導表」と、「アレルギー調査票」「部分除去のめやす」等を添えて申し出て下さい。
○毎月の献立を保護者の方に確認していただき、チェックしていただいた献立表をもとに保育室・給食室・事務所で最終確認、その後献立表を返却し３者での確認となるように行います。
○子どもの健康状態や献立について、アレルギー懇談を行う場合があります。
○６ヶ月ごとを目安に検査をしていただきます。また、指示が変更になる場合も必ず医師による新しい指示書を提出してください。
○毎年３月なかばまでに、次年度に向けてのアレルギー食の確認をします。アレルギー食が必要な方は新しい年度に向けて医師の「生活管理指導表」または診断書・指示書を提出してください。
○アレルギーの内容によって、お弁当を持参していただく場合があります。
○アレルギー食材の誤食については、起こらないように努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束することはできない点をご承知おきください。限られた時間の間に複数種類の食事（離乳食から除去食まで）を調理していること、集団保育の中であること、医療を目的とした場ではないこと、現在の保育士配置基準は個別対応以前のものであることが基本的な理由です。人的ミスをゼロにするというご要望にはお応えできません。

（１１）保育料・その他利用料の納入について

○特定教育・保育に係る利用者負担（保育料相当額の施設利用料）
支給認定を受けた市町村に対し当該市町村が定める保育料相当額を施設使用料としてお支払い下さい
○毎月の保育料の納入については口座振替（自動払込み）でお願いします。（指定した金融機関や郵便局）

○保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

（下表に掲げる費用を負担していただきます）

項目	内容・負担を求める理由及び目的	金額	前年度実績
主食費	３・４・５歳児の主食提供に係る実費負担	月額（1,500円）	月額　1,500円
副食費	３・４・５歳児の副食提供に係る実費負担	月額（5,000円）	月額　5,000円
教材費	保険料・絵本・保育教材購入に係る費用	月額（1,000円）	月額　1,000円
口座振替手数料	徴収金の口座振替の手数料	月額（220円）	
布団レンタル費	布団のレンタル、洗濯にかかる費用	年度当初（1,650円） 月額（1,100円）	年度当初（1,650円） 月額（1,100円）
行事費	園外保育やお泊り保育等に係る実費負担	随時（交通費・入館料・食費等）	交通費 240円 お泊り 1,963円
被服・物品費	カラー帽子等個人持ちの物品に係る実費負担	帽子（1,100円） 名前印追加購入 (200～300円)	帽子　1,100円 名前印 230円

※主食費・副食費は、園からの要請により家庭保育のご協力でお休みの場合のみ、日割り計算で請求します。（10日以上登園の場合は全額、登園が9日までの場合は日割り計算 1食300円です）

※１日以上出席した場合は主食費・副食費、教材費の納入をお願いします。

○時間外保育に係る利用者負担

やむをえない理由により時間外保育を利用した場合、時間外保育料（延長保育料）をお支払いただきます。（標準時間認定の方の場合7時から7時30分まで又は18時30分から19時まで、短時間認定の方の場合7時30分から8時まで又は16時から18時30分まで）

標準時間認定			短時間認定	
7:00～7:30	月額１１００円	月３回まで日割り３００円	7:30～8:00	日割り計算のみ３０分３００円
18:30～19:00	月額２９００円	月４回以上月額	16:00～18:30	

※一括して前月分を請求します。口座振替での納入をお願いします。

（１２）独立行政法人　日本スポーツ振興センター加入について

○万一に備えて、全員加入していただきます。保険の内容は障がい・入院・通院火災等の災害共済給付です。（共済掛け金３６５円のうち約６割２１０円が保護者負担…教材費から充当しています。４割は保育園負担です）

保育中に起こった事故について

骨折・打撲・やけどなどについては、療養に要する医療費の額が５，０００円以上（５００点以上）については災害共済給付金が適用されます。以下の場合は対象外になっていますので自己負担となります。いづれにしても、医療費は一旦自己負担となります。保育園からの申請後上記の扱いで給付されます。必要最低限度の保障となりますので、ご理解下さい。

※大阪市私立保育園連盟扱いの「キッズガード」（園児総合保障制度）は任意での取り扱いです。

（１３）個人情報・プライバシーの保護について

○法人規定の“個人情報の取り扱いについて”をもとに、個人情報に係る書類やデータの管理を行っています。また、個々のプライバシー保護について細心の注意を払い、保育を行います。

○保育園から連絡用に緊急連絡票を提出していただきますが、小学校への移行時や他の保育園への転園時、病院その他関係機関への連絡等、保育に必要な場合にのみ活用し他に使用することはありません。別紙　個人情報使用同意書の提出をお願いします。

○保育中の安全のため、各クラスの様子を事務所で見ることができるよう、見守りカメラを設置しています。録画された映像については上書きされるまでの期間は園で管理し、必要な時にのみ使用し保護者の方や外部に公表することはありません。

○写真など、保育活動に必要な場合に保育園内で掲載する場合がありますので、都合が悪い方は事前に担任まで申し出てください。年に数回、フォトレコを利用した写真のインターネット販売を行いますが、保育園が保護者の方にのみお伝えするパスワードを入力しないと購入できません。

○ご自身の子どもさん以外の顔がわかる写真をブログやフェイスブック、インスタグラムなどに掲載しないよう、ご配慮をお願いします。他の子どもさんが写っている写真を掲載したい場合は、必ずその子どもさんの保護者の了解を得るか、子どもさんの顔を画像処理してください。園職員についても同様です。

○園からのお知らせ等をブログやフェイスブック、インスタグラムなどに掲載することもやめてください。あくまでも、在園の方へのお知らせです。

（１４）異動届等の提出

○保育園に提出している書類で変更があった場合は速やかに異動届の提出をお願いします。
（勤務先・緊急連絡先・住所などの変更・・・用紙は保育園にあります）

○次年度に向けて、勤務条件に係る証明書・児童票・重要事項同意書・土曜日共同保育同意書・延長保育利用申請書（必要な方のみ）等を提出していただきます。

（１５）入園に当たって必要な準備・子どもの服装(別紙)

○保育園での子どもの服装は身体に合ったサイズのものを用意してください。
保育園では活発に動き回ります、服をひっかけてけがをしないよう安全なものを用意してください。動きにくく着脱しにくいつなぎの服やセーター、また、フードや紐・華美な飾りがついてるもの、すそがひらひらのズボン・スカートズボンは遊具等にすそがはさまったり、ひっかかるという事故にもつながります。また、デニム生地のジーパンも非常に動きにくいため、やめてください。脱ぎ履きしにくくサイズが合っていない靴・サンダル等は、すぐに脱げたり、歩きにくく転倒の危険があります。都合で登園時に上記のような服を着たり履いてきた場合は、必ず着替えたり散歩用の靴に替えておいてください。(靴を履き替えた場合は持って帰ってください。靴箱は一足分のスペースです)

○保育園の活動で絵の具や砂が服につくことがあります。汚れてもいい服装にしてください。

○自分のものには名前を記入しましょう。自分のものとわかるように全ての持ち物にわかりやすく名前をかいて下さい。繰り返しの洗濯で消える場合もありますので、時々点検をお願いします。

○子どもさんの持ち物の入れ間違いなどは、起こらないように注意しますが、子どもたちが自分で片づけをしたり、集団生活の中で入れ間違いや紛失はどうしても起こります。紛失しても困らない服を着るようにしてください。汚れたり紛失した場合に、園で弁償をすることはできませんのでご承知おき

ください。

○髪をくくるゴムに飾りがついていると、動いている時にとれたりぶつかってけがをしたり、小さい子どもさんが口に入れてしまう危険性があります。飾りのついていない切れにくいものにしてください。

○保育園に不要なものは持ってこないようにしましょう（おもちゃ・カード・シール・マスコットなど）珍しいものはけんかの原因になることもありますので保護者の方がご注意ください。

○リュックサックにキーホルダーやお守りなどはつけないでください。子どもが取ったり、はずれて落ちていると誤嚥窒息や誤飲の危険性があります。園でも床に落ちているものは拾い、安全に心がけていますが、万が一の場合、他の子どもさんにも危険が及ぶ可能性をご理解ください。

（１６）保護者への連絡

○毎月、保育園だよりと給食献立と給食だより、随時保健だより等を配布します。(5 月頃より、よい子ネットのメールに添付して配信予定です）よく読んでおいてください。そのほかクラスだよりやその都度必要なことは配信や掲示、おしらせを配布します。

○日々の「今日の保育」も読んでいただくようお願いします。乳児は個人の「連絡帳」があります。子どもの様子を伝え合うため、お休みの日もふくめ毎日必ず記入をお願いします。幼児は出席ノートに月単位で子どもの様子を記入しますのでサインまたはおうちの様子をお知らせください。

○「けんこうのきろく」または「けんこうノート」に毎月、身長・体重の記録を記入します。また健診などその都度記入してお渡ししますのでサインをしてできるだけ次の日に返却してください。卒園まで使用しますので大事に取り扱って下さい。

○子どもさんの成長・発達に関するできごと、園で気づいた点は小さなことであっても明確にお伝えします。未就学期での気づき、特にご家庭と異なる集団生活の中での気づきは、子どもさんの育ちと将来に深く関わることもあります。できるだけ早く必要な対応をすることが将来への良い結果につながります。言葉で説明することが難しい場合や言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合は、必要に応じて子どもさんの様子をビデオ撮影します。(映像は園が対応を検討する目的と、保護者の方と発達支援にかかわる自治体や医療関係者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません）また、園からお伝えする内容等に保護者の方がご対応いただけない場合（発達に伴う課題、虐待、ネグレクト疑い等)、自治体の関係部署に連絡・通報することもあります。

（１７）薬について

○保育園では健康な子どもさんの保育を行っています。原則的には薬（内服薬・外用薬）は預かりません。体調がすぐれず薬を飲む場合は内服時間を「朝・夕」や「朝・夕・寝る前」に服用できるよう主治医と相談してください。塗り薬についても同様です。また、ご家庭で薬を服用しているときは保育者に伝えてください。

○どうしても保育園で服用しないといけない場合（医療機関の指示がある場合）

・薬連絡票に記入し、保育士に手渡してください。昼食後・昼食前服用のもののみお預かりします。ホクナリンテープも薬ですので、確認票に記入してください。テープは張ってある旨を保育士に伝えるとともに、シールに名前を書き、はずれないよう上からテープでとめてください。

（連絡票はこのしおりにも添付しています。コピーしてお使いください）

・薬を持参する場合は、必ず一回分の量に分けて、袋・容器にクラスとフルネームを記入し、連絡票と一緒に袋にまとめて入れてください。以前に処方された薬や、市販薬に関しては対応できません。

・目薬は伝染の可能性があるためお預かりできません。とびひの薬は程度によってお預かりします。坐薬の使用は原則行いません。熱性けいれんがある場合、医師の指示書がある場合のみ預かります。
・連絡票がないときや手渡しされていない場合は、安全面を考慮して飲ませることができませんのでご了承ください。

○原則的に薬は預かりませんが、どうしても飲まないといけない場合、処方薬の誤投薬については起こらないようできる限り努めてまいりますが、絶対に起こらないとお約束はできない点をご承知おきください。

（１８）保育園で体調不良になった場合やけがについて・体調管理

○保育園で発熱・嘔吐・下痢をした場合や病状急変等の事態が発生した場合には、提出いただく緊急時連絡票に記載されている緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。発熱だけが基準ではなく、全身状況で判断し、早めにご連絡をします。子どもさんの早い回復のためにも、また、集団保育での感染を避けるためにも、ご判断していただき医療機関への受診・相談等をお願いします。

○各種感染症については、厚生労働省が定める『感染症ガイドライン』をもとに対応します。集団生活のため、飛沫・空気・接触感染を予防することは困難ですが、感染機会を下げる取り組み(手洗い、流行が疑われる場合の消毒、流行時のマスク着用等)は常に行います。また、衛生の取り組みは同ガイドラインをもとにし、過度な清潔を目指すことはしません。

○保育園で嘔吐した場合は塩素を使用して感染を少しでも防ぐための対応をします。衣服も塩素消毒をしますのでご了承ください。

○子どもは新陳代謝が激しいので、身体や髪の毛は清潔にしましょう。特に夏の間は洗髪・乾燥を心がけ、かゆがっていないかなど、家でも確認しておいてください。

○爪は、他の人にあたって傷つけないよう常に短く切っておいてください。

○登園前に、ご家庭で熱をはかってください。（０歳は保育園に来られた登園時も計ってください）
通常より高い場合は必ず保育士にお知らせください。
朝の検温が 37.5 度以上の場合を目安に（個々の平熱によります）登園を控え、様子をみて受診しましょう。(感染症防止のため、また早い回復のために、解熱後 24 時間は登園を控えてください)

○予防接種はかかりつけ医と相談し、計画的にうけましょう。

○0 歳から 2 歳児までの午睡時は、安全のため、あおむけで寝るようにしています。また、0 歳児は 5 分ごと、1・2 歳児は 10 分ごとに態勢等のチェックを行い、部屋は顔が見える明るさにしています。
ご家庭でも、あおむけ寝の習慣をつけることが睡眠中の安全につながります。※SIDS について別紙のせています。

○保育園は子どもたちが関わり合いながら様々なことを試し、興味を広げ育っていく場です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折も含む）、関わり合いにともなうかみつきやひっかき、けんかなどは起こります。保育者の責務は子どもと関わることで育ちを促すことであり、子ども１人に保育者１人が付いている状況ではなく、けがを予防できないこともあり、けがが起こる状況すべてを常時保育者が見ているわけでもありません。その中で、重篤な事故が起こらないよう予防と事故後の適切な対応を行うようにしています。

○保育園でけがをして受診する場合があります。保護者の方に連絡し、受診後も保護者の方に報告させていただきます。後日、保険証・医療証をお預かりして病院で手続きをします。

（１９）意見書（別紙）

○学校保健法による感染症予防のための出席停止期間が定められています。「意見書」にある病気に感染した場合は医師による出席可能の意見書が必要です。別紙「意見書」を添付しています。コピーしてご利用下さい。

子どもさんが体調不良になった場合、必ず確認していただき、こちらからお伝えしなくても必要な意見書を提出していただくようお願いします。

〈SIDSについて…こども家庭庁発行リーフレット〉

こどもまんなか
こども家庭庁

寝ている赤ちゃんのいのちを守るために

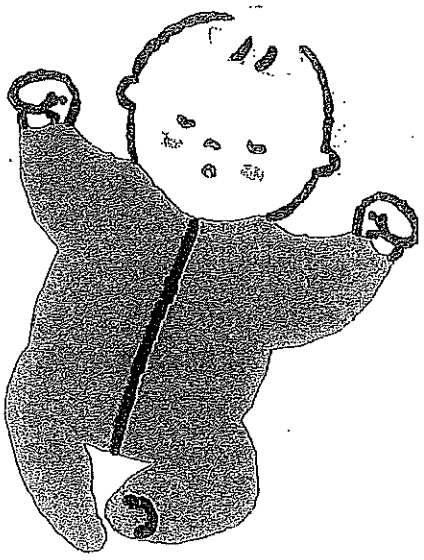

乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）

「乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）」は、それまで大きな異常のきざしがないのに、乳幼児が睡眠中に亡くなってしまう原因不明の病気です。

●令和5年には48名の乳幼児がSIDSで亡くなり、乳児期の死亡原因の第5位です。

SIDSについて▷

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることで
SIDSの発症率が低くなるというデータがあります

1歳までは「あおむけ」に寝かせる

SIDSは睡眠中に起こります。うつぶせ寝、あおむけ寝のどちらの体勢でも起こっていますが、あおむけに寝かせたほうが発症率が低いことが研究でわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。

できるだけ母乳で育てる

母乳で育てられている赤ちゃんのほうが、SIDSの発症率が低いことが研究でわかっています。

様々な事情があり、すべての人が母乳育児ができるわけではありません。無理のない範囲で母乳育児にトライしてみましょう。

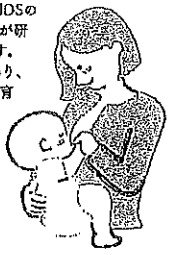

たばこはやめる

たばこもSIDSの発生要因のひとつであるといわれています。乳幼児の周囲で誰かがたばこを吸うことは、SIDSの発症率を高くすることがわかっています。妊婦自身の喫煙、まわりの人が吸ったたばこの副流煙を妊婦が吸う「受動喫煙」も生まれた後にSIDSの発生要因になります。

こどもに関わるすべての大人は喫煙をやめましょう。

こども家庭庁ホームページでもご覧いただけます

乳幼児突然死症候群（SIDS）について
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids

乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第2版）
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/guideline

お問い合わせ
乳幼児突然死症候群（SIDS）については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(＊)	登所(園)の目安
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ解熱した後２日経過していること（乳幼児にあっては、３日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること
風しん	発しん出現７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（みずぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失していた後２日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること。又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児について出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

＊感染しやすい期間を明確に提示できない感染症ついては（—）としている。

〈意見書（医師記入）〉

意　見　書（医師記入）

つくしんぼ西保育園　施設長　様

入所児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日　生

（病名）　（該当疾患に☑をお願いします）

	麻しん（はしか）※
	インフルエンザ※
	新型コロナウイルス感染症※
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
	結核
	咽頭結膜熱（プール熱）※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
	その他（　　）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日から登園可能と判断します。

＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です

＊かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いいたします。

＊保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状の回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出してください。